

## 掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり平成 27 年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計決算に基づく資金不足比率を公表します。

会計の名称	資金不足比率（％）
病院事業会計	—

※資金不足比率なしのため、「—」と表示した。